

中小企業

金融のしおり

令和8年度

島根県

も く じ

1. 島根県の融資制度	1
(1) 中小企業制度融資	1
(2) まち・ひと・しごと創生資金	16
(3) 中小企業育成振興資金	18
(4) 企業立地促進資金	20
(5) ソフト産業等立地促進資金	20
(6) 高度化資金貸付制度	22
2. 政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度	24
(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）	24
(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）	27
(3) 商工組合中央金庫	35
3. 島根県信用保証協会の信用補完の制度	36

R08 島根県中小企業制度融資等一覧表

1 中小企業制度融資

資金名	資金用途	融資限度額(千円)		融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間(年))	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外			
一般資金	設備 運転 借換	80,000	50,000 借換80,000	1.55	1.40	12(1.0) 7(0.5) 借換10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.95~ 3.05	1.80~ 3.10	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者
一般資金(経営者保証非提供枠)	設備 運転 借換	80,000		1.55	1.40	10(1.0)	0.60~ 1.90	0.60~ 2.10	2.15~ 3.45	2.00~ 3.50	施設・設備の改善を行う者又は、運転資金若しくは借換資金を必要とする者(事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証を適用する場合に限る)
小規模企業特別資金	設備 運転	20,000			1.30	10(1.0)		0.20~ 1.20		1.50~ 2.50	保証協会保証付融資残高と新規申込額との合計が2,000万円以内となる小規模企業者
小規模企業育成資金	設備 運転	20,000		1.45	1.30	10(1.0)	0.20~ 1.05	0.20~ 1.20	1.65~ 2.50	1.50~ 2.50	小規模企業者(融資限度額は小規模企業特別資金との合計による)
創業者支援資金	設備 運転	50,000 30,000		1.35	1.20	12(2.0) 10(2.0)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50 [0.20~ 0.71]	1.55~ 2.65	1.40~ 2.70 [1.40~ 1.91]	新たに事業を行う者(起業・開業及び創業後5年未満) ※[]は創業関連保証を適用する場合
新事業・承継 新事業展開強化資金	設備 運転	80,000 50,000		1.45	1.30	12(1.0) 10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	・特別の法律に基づき新たな事業等に取り組む者 ・計画等を策定し収益体質の強化に取り組む者、事業承継に取り組む者(運転のみ実施も認める)
経営改善長期借換資金	運転	280,000		1.65	1.50	15(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	2.05~ 3.15	1.90~ 3.20	商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営改善計画を作成した者
協調支援型経営課題対応特別資金	設備 運転	280,000		1.50		10(3.0) 10(3.0) 10(1.0)	(1)0.30~ 1.27 (2)0.34~ 1.43	(1)1.80~ 2.77 (2)1.84~ 2.93			左記(1)又は(2)に該当し、経営課題の解決に取り組む者 (1)原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が12か月以上であるものに限る。)を受けける場合 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う場合
経営改善サポート資金	設備 運転	280,000		1.75	1.60	15(3.0)	0.40	0.40	2.15	2.00	経営サポート会議等の支援により作成した経営改善・再生計画を実行する者
再生支援資金	運転	50,000		2.35	2.20	10(1.5)	0.20~ 1.30	0.20~ 1.50	2.55~ 3.65	2.40~ 3.70	再生の見込みがあり、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けている者
セーフティネット資金	運転	80,000		1.45	1.30	8(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	取引先の倒産や事業活動の制限等により経営の安定に支障を来している者
災害復旧資金	設備 運転	50,000 30,000		1.45	1.30	12(2.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00	災害により直接的又は間接的な被害を受けた者
経済変動等資金	その都度知事が定める										
三菱マヒンドラ農機等対応枠	設備 運転	280,000 280,000		1.45	1.30	10(1.0)	0.40~ 1.50	0.40~ 1.70 [0.40~ 0.91]	1.85~ 2.95	1.70~ 3.00 [1.70~ 2.21]	三菱農機等の農業用機械事業からの撤退により、影響を受けたもの ※[]はSN2号保証の認定を受けた場合
災害対策特別資金	その都度知事が定める										
令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金	設備 運転	120,000		1.35	1.20	12(3.0)	0.40~ 1.05	0.40~ 1.20	1.75~ 2.40	1.60~ 2.40	島根県東部を震源とする地震により、直接的・間接的な被害を受けた者(各種特例措置適用保険を適用する場合の保証料率は年0.40%~年0.71%)

(注)
 1. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。(利用する保証制度により、保証料率が本表と異なる場合がある。)
 2. 一般資金(経営者保証非提供枠)、協調支援型経営課題対応特別資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和9年3月31日保証申込分までとする。
 3. 経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金の取扱期間は令和9年3月31日保証承諾分までとする。
 4. 経営改善サポート資金の借入時の保証料率は国補助後、一律年0.4%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.8%、責任共有外年1.0%となる(経営者保証免除対応を適用する場合は、それぞれ年0.2%上乗せ)。
 5. 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。
 6. 一般資金(経営者保証非提供枠)の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.60~1.90%、責任共有外年0.60~2.10%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.65~1.95%、責任共有外年0.65~2.15%となる。
 7. 協調支援型経営課題対応特別資金の借入時の保証料率は国補助後、責任共有年0.30~1.43%となる。ただし、条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については国の補助の対象外となり、責任共有年0.45~1.90%となる。
 8. 令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金の融資利率、保証料率は借入当初3年間、それぞれ利子補給、保証料補給により年0%となる。(ただし、利子補給について、期限の利益を喪失したものを除く。)なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、年0.25%又は年0.45%の保証料が上乗せになり、借入当初3年間についても事業者負担とする。

1. 島根県の融資制度

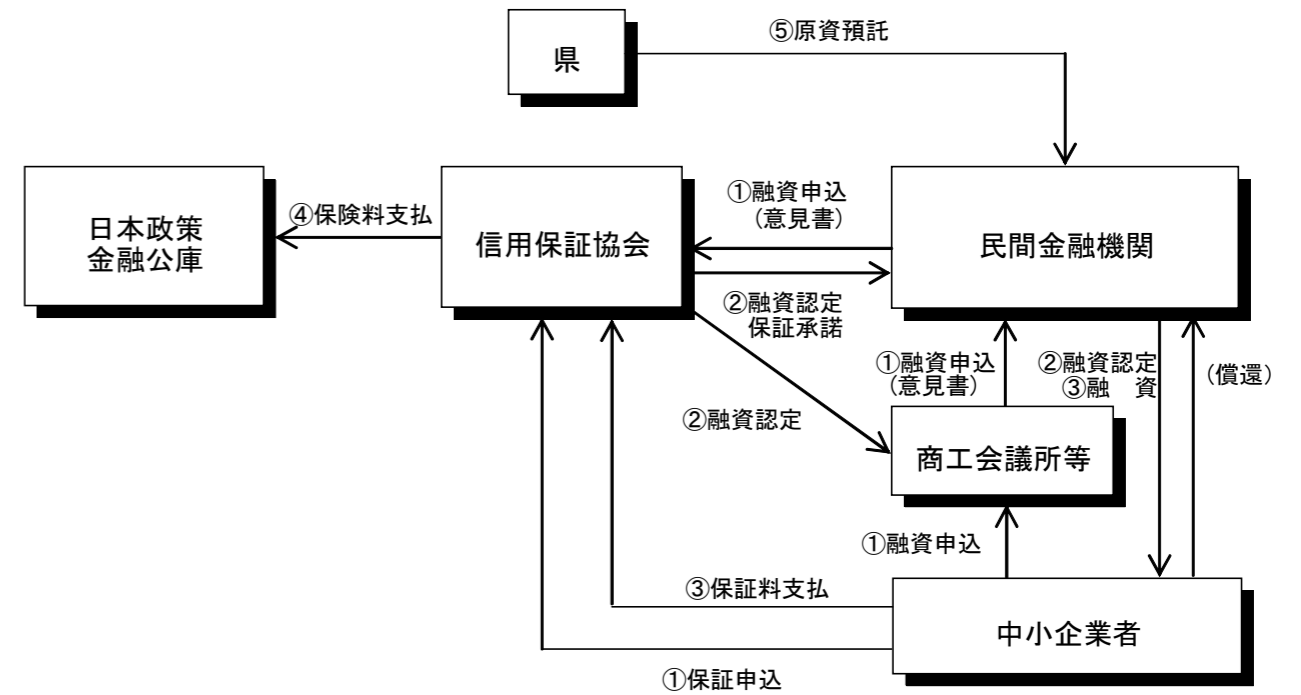
(1) 中小企業制度融資

県中小企業課金融係 TEL0852-22-5882
 西部県民センター石見地域振興部(地域・商工・観光) TEL0855-29-5745

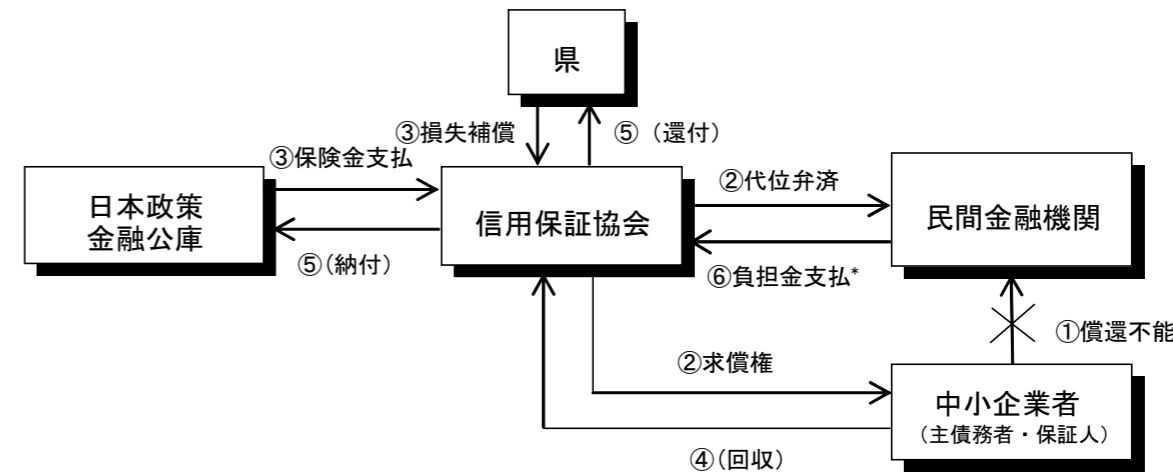
※ 県の制度融資のしくみ

県の制度融資は、信用力・担保力の不足する中小企業者に対して、信用補完制度を活用して低利・長期の資金を提供するものです。

(1) 融資実行



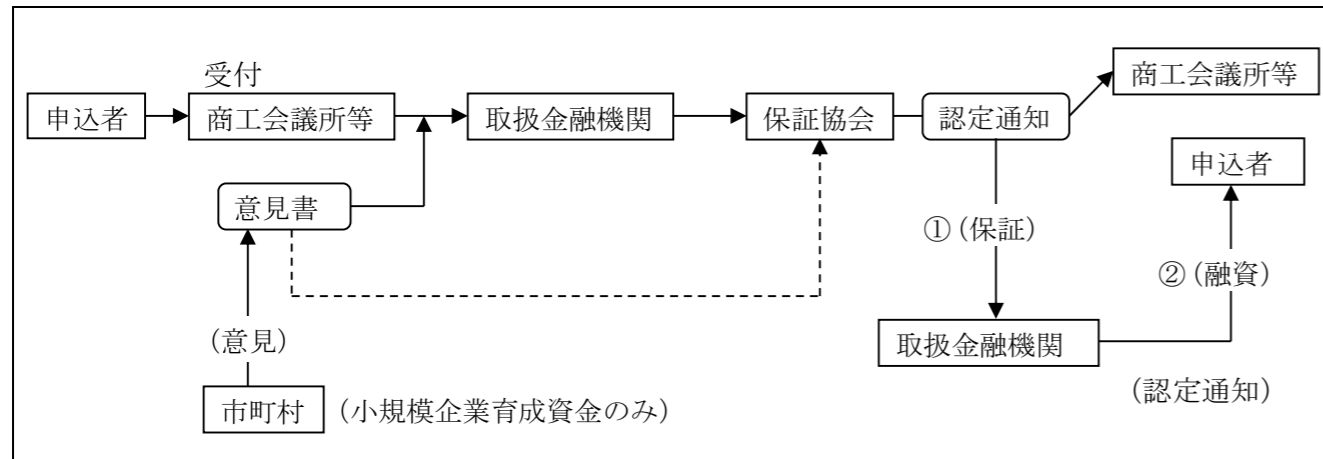
(2) 中小企業者が償還不能となったとき



* 責任共有制度対象(負担金方式)の場合

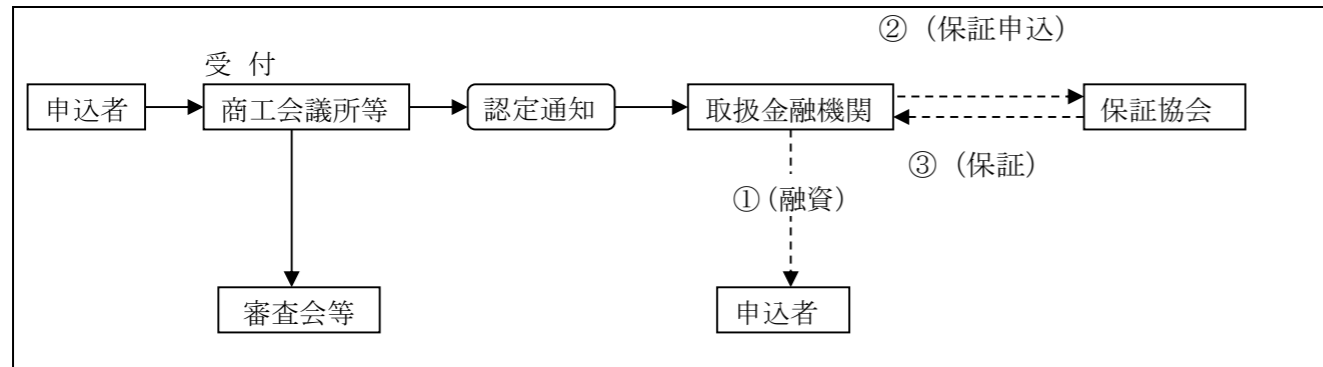
※ 融資の申込みから融資実行までの手続

1. 一般資金、一般資金(経営者保証非提供枠)、小規模企業育成資金、創業者支援資金、新事業展開強化資金、経営改善長期借換資金、協調支援型経営課題対応特別資金、経営改善サポート資金、セーフティネット資金、災害復旧資金

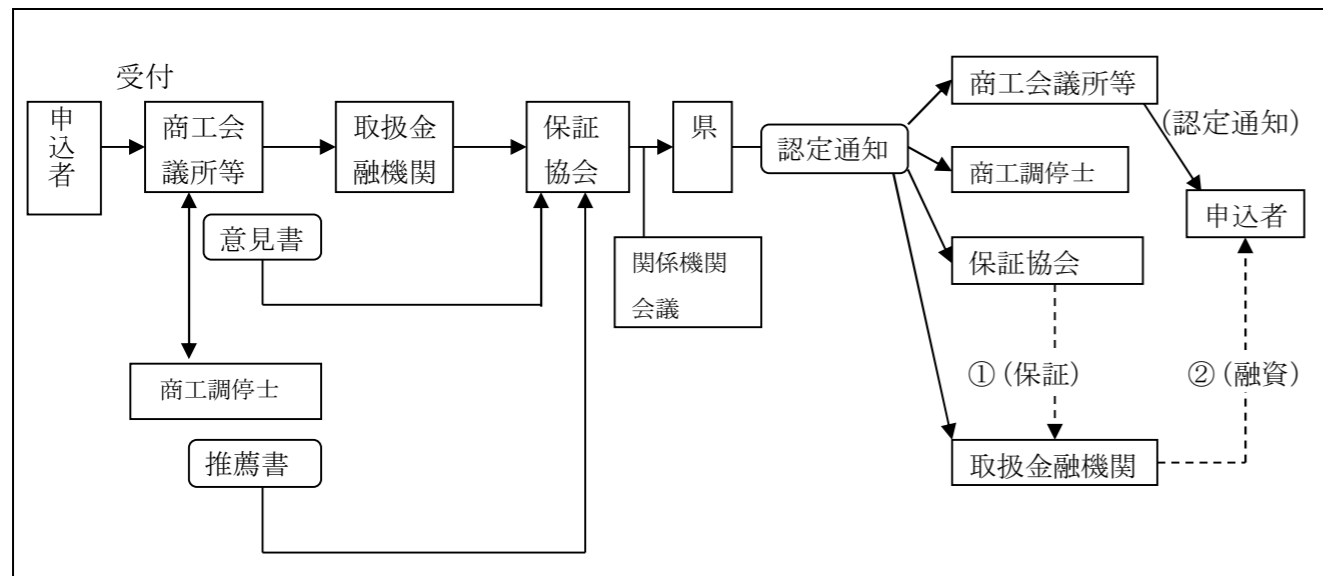


※融資期間延長制度も1と同様の手続とする。

2. 小規模企業特別資金



3. 再生支援資金



4. 災害対策特別資金及び経済変動等資金

災害対策特別資金「令和8年度島根県東部を震源とする地震災害特別資金」及び経済変動等資金「三菱マヒンドラ農機等対応枠」は1のとおり。その他は、資金の制定の際定める。

※ 融資対象者

中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件を備えている方が対象になります。

資金名	期間	対象者
創業者支援資金	創業計画段階から開業後5年未満 (中小特定非営利活動法人については、法人設立前の計画段階での利用は対象外)	県内において事業所を有し、融資対象業種を営んでいる方
その他の資金	開業後1年以上	

【信用保証および信用保険の対象とならない業種】

- (1) 農林漁業（一部業種は対象となる）
- (2) 金融・保険業（「クレジットカード業」、「割賦金融業」、「金融商品取引業」、「商品先物取引業」、「商品投資顧問業」、「補助的金融業」、「金融附帯業」、「金融代理業」、「保険媒介代理業」、「保険サービス業」は対象となる。）
- (3) 卸売業、小売業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。)第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。）
- (4) 風俗営業飲食業（風俗営業の許可を要する場合で、かつ、公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのあるものに限る。）
- (5) サービス業中次のもの
 - ① 物品賃貸業(風営法第2条第6項第5号に規定する店舗型性風俗特殊営業及び同条第7項第2号に規定する無店舗型性風俗特殊営業に限る。)
 - ② 宿泊業(風営法第2条第6項第4号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。)
 - ③ 洗濯・理容・美容・浴場業中の他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業(風営法第2条第6項第1号に規定する店舗型性風俗特殊営業に限る。)
 - ④ 娯楽業中、風営法第2条第6項第2号、第3号及び第6号に規定する店舗型性風俗特殊営業、同条第7項第1号に規定する無店舗型性風俗特殊営業、同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業、同条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業並びに同条第10項に規定する無店舗型電話異性紹介営業
 - ⑤ その他の事業サービス業中の他に分類されないその他の事業サービス業(集金業、取立業(公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く。))に限る。)
 - ⑥ 政治・経済・文化団体
 - ⑦ 宗教
- (6) 通信業中のインターネット付随サービス業（風営法第2条第8項に規定する映像送信型生風俗特殊営業に限る。）

【該当しない方】

1. 県税を滞納している方
 2. 資本金の2分の1以上が大企業から出資されている方
 3. 信用保証協会が求償権を有している方
 4. その他、資金調達について制度融資によることが適当でない方
- ※銀行取引停止処分中の方や暴力団・暴力団員の方など、信用保証協会による保証をご利用できない方は利用できません。

※ 利用上の注意

各 資 金 共 通
1. 中小企業制度融資の各資金の併用を認める。ただし、融資対象ごとに各資金の融資限度額（設備資金については、設備の所要金額の範囲内）を適用する。 2. 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中庁第 15 号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年 0.25%又は年 0.45%を上乗せする。

設 備 資 金
1. 融資限度額は当該施設・設備の設置に要する金額（消費税額を含む。）の範囲内とする。 2. 土地取得は対象にしない。 3. 法定耐用年数及び返済能力を参考に融資期間を定める。 4. 機械設備等の中古品で、十分な性能等を有しているものは対象とする。 5. 販売用、貸貸用及びリース用の施設・設備は対象にしない。 6. 福利厚生施設としての従業員宿舎の一戸建は対象にしない。 7. 居宅と店舗等の併用建物の対象事業費は、面積比により決定する。 8. 車輛は、業態上明らかに営業用車輛と認められるものを対象とする。ただし、登録諸費用は対象にしない。 9. 耐用年数が 1 年未満又は有形固定資産として登録されないものは対象にしない。 10. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が設置する県外の施設・設備又は海外直接投資の事業に必要な設備資金の利用を認める。 11. 融資の認定前の施設・設備の設置、取得は原則として認めない。 12. 認定は、対象施設等の見積額により行い、取扱金融機関は契約書又は注文請書の写（自家施工の場合は、原価計算書）の提出をまって対象経費額を確認の上、融資を実行するものとする。 13. 建物、機械設備等の修繕費は対象にしない。

運 転 資 金
1. 県内に主たる事業所のない企業は対象にしない。ただし、独立採算をしている企業については、この限りでない。 2. 月商額の算出は、原則として直近の決算及び直近の決算以降の試算表等をもとに行う。ただし、経済的環境の変化により一時的に売上の減少を来しているが、中長期的には売上の回復等が見込まれる場合にあっては、2 期前の決算をもとに算出することができる。 3. 原則として県内事業所の縮小、廃止等を行わない場合に限り、県内に本拠を有する企業が県外の施設・設備又は海外直接投資（注）の事業において必要とする運転資金の利用を認める。

（注） 海外直接投資の事業において必要とする資金とは、外国における支店等の設置又は拡張に要する資金及び出資割合が 10%以上となる海外法人への出資資金等、中小企業信用保険法（昭和 25 年法律第 264 号）第 3 条の 7 に規定する資金をいう。

新型コロナウイルス感染症関連
1. 中小企業信用保険法第 2 条第 5 項第 4 号の規定による認定（新型コロナウイルス感染症に係るもの）を受け令和 4 年 10 月 1 日以降に中小企業制度融資を申込み場合、融資を受けた者は、原則として 5 年間にわたり、半期に一度、金融機関に対し、経営状況等を報告することとし、金融機関は、保証協会に対し中小企業者の経営課題に対する支援の実施状況等を報告するものとする。

〈 語句の説明 〉

（１）中小企業者とは

次表の「資本金の額又は出資の総額」又は「従業員の数」のいずれかに該当する会社及び個人

業 種	資本金の額又は出資の総額	従業員の数
小 売 業	50 百万円以下	50 人以下
卸 売 業	100 百万円以下	100 人以下
サ ー ビ ス 業	50 百万円以下	100 人以下
旅 館 業	50 百万円以下	200 人以下
医 業	—	300 人以下
ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 百万円以下	300 人以下
ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	300 百万円以下	900 人以下
製造業・建設業・運輸業・その他業種	300 百万円以下	300 人以下

（２）組合とは

中小企業協同組合法、その他の法律に基づいて設立された中小企業者の組合及びその連合会

（３）中小特定非営利活動法人とは

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が 300 人（卸売業及びサービス業にあっては 100 人、小売業にあっては 50 人）以下のもの

（４）小規模企業者とは

中小企業者又は中小特定非営利活動法人のうち、常時使用する従業員の数が 20 人（商業又はサービス業については 5 人）以下のもの。ただし、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号。以下「政令」という。）第 1 条の 2 各号に規定する業種にあっては、常時使用する従業員の数がその業種ごとに同条各号に規定する数以下の会社及び個人であるもの

（５）指定再生手続開始申立等事業者とは

破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始、整理開始、特別清算開始の申立て又は手形交換所における取引停止処分等の事由が生じた事業者であって、負債金額（金融機関からの借入金額を除く。）が概ね 50,000 千円以上で、かつ、県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の経営に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの。ただし、商工会議所会頭等により特に意見があったものについては、この限りではない。

（６）指定事業活動制限事業者とは

県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人に対する直接取引又は間接的な取引の連鎖の関係にある事業者であって、事業活動の制限を行っており、当該県内の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動に重大な影響を及ぼすとして知事が指定したもの

（７）指定地域とは

指定事業活動制限事業者により、当該事業者の事業所が所在する特定の地域内に事業所を有する相当数の中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人の事業活動が重大な影響を受けているとして知事が指定した地域

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
特 別 融 資	経営改善長期借換資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件の全てに該当し、経営改善に取り組むために既往借入金の借換資金を必要とするもの (1) 商工会議所等の指導機関の指導を受け、経営の改善に係る計画を作成していること。 (2) 商工会議所等の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること。 (3) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	280,000,000円	年1.65%	年1.50%
	協調支援型経営課題対応特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定、事業の発展等の多岐にわたる経営課題解決に取り組むもの (1)原則として申込金融機関から本資金による融資の実行と同時に本資金の融資額の1割以上のプロパー融資(保証協会の保証を付さないで行う融資をいう。)(融資期間が12か月以上であるものに限る。)を受けること。 (2)申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行うこと。	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.50%	—
	経営改善サポート資金	中小企業者又は組合であって、産業競争力強化法第134条に規定する認定支援機関の指導又は助言を受けて作成した事業再生の計画等(当該計画に係る債権者全員の合意が成立したものに限り。))に従って事業再生を行い、金融機関に対して計画の実行及び進捗の報告を行うもの	設備資金 運転資金	280,000,000円	年1.75%	年1.60%
	再生支援資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、市中金融機関からの一般の融資を受けることは困難であるが、次の要件の全てに該当し、再生のための資金を必要とするもの (1) 再生の見込みのある企業として、商工会議所又は商工会連合会の商工調停士の推薦を受けていること。 (2) 取引金融機関等の支援体制が確保されていること。	運転資金	50,000,000円	年2.35%	年2.20%

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否(保証料率)		
15年以内	1年以内据置き原則として元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工中 金庫 信用組 合 JAしま ね JFしま ね
10年以内	設備資金及び運転設備資金 3年以内据置き元金均等月賦 運転資金 1年以内据置き元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.45%以上1.90%以下(借入時については融資対象者の欄(1)に該当する者にあつては年0.30%以上1.27%以下、同欄(2)に該当する者にあつては年0.34%以上1.43%以下))	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工中 金庫 信用組 合 JAしま ね JFしま ね
15年以内	3年以内据置き元金均等月賦 ただし、融資期間が1年以内の場合は、一括償還の方法によることができる。	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (責任共有の場合にあつては年0.8%、責任共有外の場合にあつては年1.0% (借入時については一律年0.4%))	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工中 金庫 信用組 合 JAしま ね JFしま ね
10年以内	1年6箇月以内据置き元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.2%以上1.5%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工中 金庫 信用組 合 JAしま ね JFしま ね

制度 種類 融資	資金名	融資対象者	融 資			
			資金用途	融資限度	融資利率	
					責任共有利率	責任共有外利率
緊急	セーフティ ネット資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの (1) 指定再生手続開始申立等事業者に対する債権(売掛金(役務の提供による営業収益で未収のものを含む。)又は前渡金に係る返還請求権をいう。)の回収に困難を来しているもの (2) 指定事業活動制限事業者との直接取引又は間接取引の連鎖の関係にあり、売上高等の減少しているもの (3) 指定地域内において1年以上継続して事業を行っており、指定事業活動制限事業者の影響により、売上高等の減少しているもの (4) その他、中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号。以下「保険法」という。)第2条第5項各号又は第6項のいずれかに該当し、経営の安定に支障を生じているもの	運転資金	80,000,000円	年1.45%	年1.30%
	災害復旧資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次の要件のいずれかに該当するもの (1) 災害により、直接被害を受けたもの (2) 災害によって売上の減少等の間接的な被害を受けたもの	設備資金 運転資金	設備資金 50,000,000円 運転資金 30,000,000円	年1.45%	年1.30%
融	災害対策特別資金	中小企業者、組合又は中小特定非営利活動法人であって、次のいずれかの災害により早急な金融対策が必要と知事が認めたもの (1) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の適用を受けた災害 (2) 災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用を受けた災害 (3) その他知事が認めた災害	その都度知事が別に定めるところによる。			
	令和8年島根県東部を震源とする地震災害特別資金		設備資金 運転資金	120,000,000円	1.35%	1.20%
資	経済変動等 資金	経済環境の著しい変動等により県内中小企業の経営の安定に著しい支障を来すおそれがあり、早急な金融対策が必要と知事が認めたもの	その都度知事が別に定めるところによる。			
		三菱マヒンドラ農機等対応枠	設備資金 運転資金	【一般保証枠】 280,000,000円 【SN保証2号枠】 280,000,000円	1.45%	1.30%

条 件					申込先	金融機関
融資期間	償還方法	保証人	担保の可否	信用保証の可否 (保証料率)		
8年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
12年以内	2年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	原則として不要	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
12年以内	3年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上 1.2%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね
10年以内	1年以内据置き 元金均等月賦	法人 取扱金融機関又は保証協会の決定による 個人 原則として不要	取扱金融機関又は保証協会の決定による。	要 (年0.4%以上 1.7%以下)	商工会議所 商工会 中央会 商工会連合会 産業振興財団	普通銀行 工商中金 信用金庫 信用組合 JAしまね JFしまね

R08 島根県中小企業制度融資等一覧表②

2 まち・ひと・しごと創生資金

資金名	資金 用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	保証料率(年%)		融資利率+保証料率(年%)		摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		責任共有	責任共有外	責任共有	責任共有外	
まち・ひと・しごと創生資金										県の政策を推進するため、以下の取り組みを行う者
人材投資・働き方改革等生産性向上枠	設備 運転	80,000 50,000	1.35	1.20	設備12(1.0) 運転 7(1.0)	0.40～ 1.50	0.40～ 1.70	1.75～ 2.85	1.60～ 2.90	人材育成等を中心としてIT技術の導入などにより生産性向上に取り組む者、従業員の労働環境の整備等を行う者、しまね子育て応援企業の認定を受けた者等、働き方改革や人材投資による生産性向上の取り組みを行う者
観光施設等整備枠										地域の観光振興に資する事業(市町村長の推薦が必要)に取り組む者
地域商業整備枠										地域の買物の場の整備に取り組む者
海外展開枠										事業の海外展開を検討・実施する者(ただし県内事業所又は雇用の維持拡大を図るもの)
環境対応枠										環境保全のための施設・設備の設置、改善等を行う者

3 中小企業育成振興資金

資金名	資金 用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
事業所新設等資金	土地 設備	200,000	1.05	0.90	15(2.0)	事業所の新設等を行う者
成長企業応援資金	土地 設備 運転	200,000 80,000	1.05	0.90	15(2.0) 7(2.0)	新たな市場等での事業展開により成長を図ろうとする者
経営資産承継資金	土地 設備 運転	200,000 80,000	1.05	0.90	15(2.0) 10(2.0)	雇用の維持、技術の継承、企業の成長に資する経営資産の承継をする者

4 立地関係資金

資金名	資金 用途	融資限度額 (千円)	融資利率(年%)		期 間 (うち据置期間)(年)	摘要(融資対象者等)
			責任共有	責任共有外		
企業立地促進資金	土地 設備	2,000,000	1.05	0.90	15(2.0)	製造業に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人
ソフト産業等立地促進資金	土地 設備 運転	200,000 60,000	1.05	0.90	15(2.0) 7(1.0)	ソフト産業等に係る事業所等の設置をする者で、条例の認定を受けた法人

(注) 1. まち・ひと・しごと創生資金、中小企業育成振興資金及び立地関係資金の信用保証の要否については、取扱金融機関の定めるところによる。
2. 保証料率は、借受者の財務情報等をもとに、島根県信用保証協会が決定する。
なお、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合、同要綱の規定により保証料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。

注1 一般資金(経営者保証非提供枠)、協調支援型経営課題対応特別資金及び経営改善サポート資金の取扱期間は令和9年3月31日保証申込分までとし、経営改善長期借換資金、新事業展開強化資金及び令和8年島根県東部を震源とする地震災害対策特別資金の取扱期間は、令和9年3月31日保証承諾分までとする。経済変動等資金(三菱マヒンドラ農機等対応枠)については令和9年3月31日融資実行分までとする。

2 保証人は、次の各号に定める者を選任するものとする。

(1) 法人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア 代表者又は組合役員

イ 実質的な経営権を持つ者、営業許可義人又は代表者の配偶者(当該代表者と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)

ウ 代表者に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

エ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

(2) 個人の場合にあつては、必要に応じて次のいずれかに該当する者

ア 実質的な経営権を持つ者、営業許可義人又は経営者本人の配偶者(当該経営者本人と共に当該事業に従事する配偶者に限る。)

イ 経営者本人に健康上の理由がある場合は、事業承継予定者

ウ 積極的に連帯保証の申出がある場合は、事業協力者又は支援者

3 次の各号に定める保証の対象となる融資については、責任共有制度の対象外となるため「責任共有外利率」を適用し、これ以外の融資については責任共有制度の対象となるため「責任共有利率」を適用するものとする。(小規模企業特別資金を除く。)

(1) 保険法第3条の3に規定する特別小口保険に係る保証

(2) 保険法第12条に規定する経営安定関連保証(保険法第2条第5項第1号から第4号まで又は第6号のいずれかの事由に該当することについて市町村長の認定を受けた特定中小企業者に係るものに限る。)

(3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条第1項に規定する災害関係保証

(4) 創業関連保証

(5) 保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証

(6) 信用保証協会の有する求償権を消滅させることを目的とした保証

(7) 破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保険の特例に関する臨時措置法(平成10年法律第151号)第3条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別保証に係る保証及び同法第4条第1項に規定する破綻金融機関等関連特別無担保保証に係る保証

(8) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第128条第1項に規定する東日本大震災復興緊急保証

(9) 事業再生計画実施関連保証制度要綱(20140114中庁第2号)に規定する事業再生計画実施関連保証制度に係る保証(責任共有制度の対象除外となる信用保証協会の保証付きの既往借入金(平成19年9月30日以前に信用保証協会が申込み受付した保証であつて保証割合が100パーセントの保証を含む。)を借り換える場合(信用保証協会の保証付きの既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。))に限る。)

(10) 保険法第15条に規定する危機関連保証

4 小規模企業特別資金は、国の全国統一の保証制度である「小口零細企業保証制度」の対象であることから責任共有制度の対象外となる。

5 保証料率とは、保証委託の対価として計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものである。

6 国の全国統一の保証制度である協調支援型特別保証制度に係る保証は、協調支援型経営課題対応特別資金についてのみ適用する。

7 国の全国統一の保証制度である事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)制度に係る保証は、経営改善サポート資金についてのみ適用する。

8 経営改善サポート資金について、経営者保証免除対応を適用する場合においては、保証料率に年0.2パーセントを上乗せする。ただし、借入時の保証料率については、上乗せしない。

9 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115中庁第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合においては、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする。

10 国の全国統一の保証制度である事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度に係る保証は、一般資金(経営者保証非提供枠)についてのみ適用する。

(3) 中小企業育成振興資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

(1)事業所新設等資金・(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
<ul style="list-style-type: none"> 県内で1年以上継続して同一業種を営む中小企業者(県内において事業を営んでいた中小企業者が資本の2分の1を出資して新たに設立した法人による事業である場合は、その出資を行った中小企業者が事業を営んでいた期間と通算して1年以上。) 地方税を滞納していないこと 資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること 	<ul style="list-style-type: none"> 地方税を滞納していないこと 資本金の2分の1以上が大企業者から出資されていない者であること 金融機関及び取引先の支援が受けられること 商工会又は商工会議所その他の指導機関の指導を継続して受ける体制が確保されていること

※ソフト産業等とは、次に掲げる業種をいう。

ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業、インターネット附随サービス業、デジタルコンテンツ業、コールセンター業、データセンター業、シェアードサービス業、広告代理業、ディスプレイ業、非破壊検査業、デザイン業、経営コンサルタント業、機械設計業、エンジニアリング業、物流センター、テレワークセンター、研修所等の人材育成施設、知的財産活用事務所、その他産業支援サービス業のうち知事が特に認める事業

資金用途	融資限度	融資利率		融資期間	償還方法
		責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金(土地・建物・設備取得)	(1)2億円。ただし投下固定資本の合計額の3分の2以内 (2)(3)2億円	年1.05%	年0.90%	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦
運転資金 (2)(3)の資金のみ)	8,000万円	年1.05%	年0.90%	(2):7年以内 (3):10年以内	2年以内据置き 元金均等月賦

融資要件

(1) 事業所新設等資金	(2)成長企業応援資金	(3)経営資産承継資金
<p>県内に製造業、*ソフト産業等又は知事が特に必要と認める事業に係る事業所の新設等を行うこと</p> <p>イ 次に掲げるいずれかの地区へ立地すること</p> <p>(1) 工場立地法に定める工場適地</p> <p>(2) 都市計画法に定める準工業地域、工業地域又は工業専用地域</p> <p>(3) 農村地域工業等導入促進法に定める工業等導入地区</p> <p>(4) 土地開発公社等が造成した地域</p> <p>(5) 市町村長が特に認めた地域</p> <p>ロ 事業所の新設等に要する投下固定資本の合計額が5,000万円(ソフト産業等は3,000万円)以上であること</p> <p>ハ 事業所の新設等に伴い操業開始後1年以内に新たに3人以上の常用従業員を雇用する計画を有すること</p>	<p>成長を図ろうとする企業が実施する事業であること</p> <p>イ 対象となる事業の例示</p> <p>(1) 成長が見込まれる分野(環境関連、健康・医療・介護関連等)で展開を図る事業</p> <p>(2) 独自の技術又はサービスを活かして展開を図る事業</p> <p>(3) 県外又は海外の市場への進出を図る事業</p> <p>ロ 次の全ての要件を満たす事業であること。</p> <p>(1) 先進性・革新性が認められること</p> <p>(2) 企業戦略として高く評価できるものであること。</p> <p>(3) 県経済又は県民生活への波及効果が特に高いと認められること。</p>	<p>県内において事業を営む会社又は個人(以下「被承継事業者」という)が所有する事業用資産の取得に要する経費であって次に掲げる要件のいずれかに該当するもの及び取得した事業用資産を使用して行う事業に要する経費であること。</p> <p>(1) 被承継事業者が事業用資産を事業の用に供していたときの常時使用する従業員(企業の事業部門の事業用資産を取得する場合にあつては、当該事業部門の常時使用する従業員)を概ね2分の1以上雇用する計画があること</p> <p>(2) 被承継事業者が地域において重要な役割を担っており、当該事業を存続させるべきである旨の市町村長の意見があること</p>

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担保の可否	信用保証の可否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による (信用保証の場合は、保証料率年0.45～2.20% ※)	商 工 会 議 所 商 工 会 商 工 会 連 合 会 中 小 企 業 団 体 中 央 会 産 業 振 興 財 団	普 通 銀 行 商 工 中 金 信 用 金 庫 信 用 組 合 J A し ま ね J F し ま ね
<p>※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱(20240115 中小第15号)に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により各資金の保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする</p>				

(4) 企業立地促進資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内に製造業に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融 資		融 資 利 率		融 資 期 間	償 還 方 法
資 金 使 途	融 資 限 度	責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	20億円。ただし投下固定資本の合計額の50%以内	年1.05%	年0.90%	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦

(5) ソフト産業等立地促進資金

(県中小企業課金融係 TEL0852-22-5883)

融資対象者

県内にソフト産業等に係る事業所等の設置を行うもので、島根県企業立地促進条例に基づく認定を受けた法人

融 資		融 資 利 率		融 資 期 間	償 還 方 法
資 金 使 途	融 資 限 度	責任共有利率	責任共有外利率		
設備資金（土地・建物・設備取得）	2億円。ただし投下固定資本の合計額の80%以内	年1.05%	年0.90%	15年以内	2年以内据置き 元金均等月賦
運転資金（建物等の賃借料・機械設備リース料・人件費）	6,000万円	年1.05%	年0.90%	7年以内	1年以内据置き 元金均等月賦

《島根県企業立地促進条例に基づく認定》

業種ごとに投下固定資本額、増加雇用従業員数の要件があります。（右の表参照）

認定にあたっては、このほかにも要件がありますので、詳細は県企業立地課（TEL 0852-22-5295）にお問い合わせください。

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 信用保証の場合は、保証料率年0.45～2.20% ※	取扱金融機関	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信 連 J A し ま ね J F し ま ね
※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中小第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする				

条 件			申 込 先	取扱金融機関
保 証 人	担 保 の 要 否	信用保証の要否		
金融機関又は保証協会の決定による	金融機関又は保証協会の決定による	金融機関の決定による 信用保証の場合は、保証料率 ※ 設備 年0.45～2.20% 運転 年0.40～1.70%	取扱金融機関	普通銀行 商工中金 信用金庫 信用組合 信 連 J A し ま ね J F し ま ね
※ 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（20240115 中小第15号）に規定する事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、同要綱の規定により保証料率に年0.25パーセント又は年0.45パーセントを上乗せする				

資金	対象企業		条例認定の要件	
			投下固定資本額	増加雇用従業員数
企業立地促進資金	① ② ③ 製造業	大企業	3億円以上	10人以上
		中小企業	5千万円以上	5人以上
		地元企業	5千万円以上	3人以上
ソフト産業等立地促進資金	④	ソフト産業	-	10人以上
	⑤	中山間地域等(新設)	-	5人以上
	⑥ ⑦ IT産業【特例】	新設	-	3人以上
		増設	-	5人以上
	⑧	専門系事務職場【特例】(新設)	-	3人以上

(6) 高度化資金貸付制度

県中小企業課金融係	Tel0852-22-6204
西部県民センター石見地域振興部（地域・商工・観光）	Tel0855-29-5745

中小企業が共同して経営基盤の強化を図るために組合等を設立して工場団地、卸団地、ショッピングセンターなどを建設する事業や、第三セクター又は商工会等が地域の中小企業を支援する事業に対して、資金の一部を長期低利で融資します。

□対象者 中小企業又は組合もしくは第三セクター、市町村など

□貸付対象事業

(ア) 中小企業者が行う事業

事業名	対象事業の内容
集団化事業	工場団地、工場アパート、卸団地、パティオ商業集積等、中小企業者が集団化して工場団地、卸売団地等の団地や共同施設を設置する事業
集積区域整備事業	商業、製造業等が集積する区域において、中小企業者が店舗、工場等の施設を新設・改造したり、アーケード・駐車場等を設置する事業
施設集約化事業	共同店舗、共同工場の設置等、中小企業者が施設を集約化し、経営の合理化を図る事業
共同施設事業	共同物流施設、商店街のアーケード等、中小企業者が共同で利用する施設や共同で経営する施設を設置する事業
設備リース事業	組合が新鋭設備を一括購入し、組合員に買取予約付きで賃貸する事業
企業合同事業	法律の規定に基づく承認等を受けた中小企業者が合併したり、出資会社を設立して、事業の集約化、事業転換、研究開発の成果の利用を図る事業
経営革新計画承認グループ事業	中小企業等経営強化法に規定する経営革新計画に基づき承認を受けた特定事業者が、共同で開発研究・デザイン開発・財務管理等の経営の合理化を行い、経営革新を図る事業
受託中小振興事業計画承認グループ事業	受託中小企業振興法の認定を受けた受託事業者等が、承認計画に従って共同で受託振興事業を行うために必要な施設を整備する事業
総合効率化計画認定グループ事業	流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する認定総合効率化計画に従って、認定中小企業者が共同で卸売団地や共同物流センターの設置など、流通業務総合効率化事業を行うために必要な施設を整備する事業

(イ) 中小企業支援機関が行う事業

事業名	対象事業の内容
地域産業創造基盤整備事業	地域産業の振興を図るため、第三セクター、商工会等が技術開発センター、インキュベーターを設置・運営する事業
商店街整備等支援事業	商店街の活性化、集客力の向上を図るため、第三セクター、商工会等が多目的ホール、スポーツ施設、駐車場等のコミュニティ施設の整備とこれらの施設と併せて共同店舗を整備する事業
地域産業創造基盤整備活性化事業	過去に地域産業創造基盤整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業
商店街整備等活性化支援事業	過去に商店街整備等活性化整備事業を行った第三セクター、商工会等が経営環境の変化に対応するために行う施設の整備、既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するための施設を再整備する事業

※ なお、上記(ア)、(イ)の事業において、事業用施設に使用されている石綿（アスベスト）による健康被害等の防止を図るもの（アスベストの除去、封じ込め等で資産計上するもの）についても貸付の対象となります。（貸付割合：貸付対象事業費の90%以内、貸付利率：無利子）

□貸付条件

貸付対象施設	貸付対象事業を実施（リニューアルを実施する場合を含む。）するのに必要な土地、建物、構築物、設備
貸付割合	原則として貸付対象施設の整備に要する額の80%以内
貸付期間	20年以内（うち据置期間は3年以内）
貸付金利	1.35% / 年 ※中小企業の振興に係る関係法律の認定等を受けて実施する事業等については無利子

2. 政府関係の中小企業専門金融機関の貸付制度

(1) 日本政策金融公庫（中小企業事業）

松江支店 松江市殿町111番地 松江センチュリービル7F

TEL 0852-21-0110 ホームページ：https://www.jfc.go.jp/

（融資条件等は令和8年4月1日現在のものについて、ホームページをご参照ください。）

特別貸付

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率	申込先
新事業育成資金	新規性、成長性のある事業を始めてお祝いね7年以内の方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ (上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
スタートアップ支援資金	日本の経済成長および社会課題の解決を先導することが見込まれるスタートアップの方	直接貸付20億円	20年以内 (うち据置期間10年以内)	特別利率② (上限3.0%) 基準利率 (上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
女性、若者/シニア起業家支援資金	女性または35歳未満か65歳以上の方であつて、新たに事業を始める方または事業開始後おおむね7年以内の方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
再挑戦支援資金（再チャレンジ支援融資）	再チャレンジする起業家の方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転15年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
新事業活動促進資金	新しい事業分野の開拓を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率-0.2% 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
中小企業経営力強化資金	認定経営革新等支援機関の指導・助言または「中小企業の会計に関する基本要領」などの適用により、経営力の強化を図る方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率① 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
企業活力強化資金	経営の近代化、合理化を図る方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
IT活用促進資金	情報化投資を行う方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
海外展開・事業再編資金	海外展開や海外展開事業の再編を行う方	直接貸付14億4千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間原則2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.9% (上限3.0%) 基準利率-0.65% (上限3.0%) 基準利率-0.4% (上限3.0%) 基準利率 (上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
地域活性化・雇用促進資金	一定の雇用創出効果が見込める設備投資を行う方、地域への経済波及効果の高い事業活動に取り組む方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率	申込先
事業承継・集約・活性化支援資金	事業や企業を承継・集約化する方など	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間5年以内) 運転10年以内 (うち据置期間5年以内)	基準利率-0.9% (上限3.0%) 基準利率-0.65% (上限3.0%) 基準利率-0.4% (上限3.0%) 基準利率 (上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
観光産業等生産性向上資金	観光に関する事業を行う方であり、かつ、事業計画を策定し、生産性向上に向けた取組みを図る方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①② 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
働き方改革推進支援資金	働き方改革の推進や多様な人材の活用促進に取組み組む方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
SDGs推進資金	SDGsの推進に取り組み組む方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
省力化支援資金	補助金等の交付決定を受けて省力化投資に取り組む方	直接貸付14億4千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
価格転嫁・取引適正化推進資金	受託中小企業の振興を図る方	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
環境・エネルギー対策資金	非化石エネルギー設備や省エネルギー設備を設置する方、産業公害防止施設などを設置する方、グリーンビルディング・スマートファクトリーなどを取り組む方など	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	特別利率①②③ 基準利率-0.65% 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
BCP資金	災害等の発生に備えて防災に資する施設などを整備する方	直接貸付7億2千万円 代理貸付1億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間2年以内) 運転10年以内 (うち据置期間2年以内)	基準利率-0.9% 基準利率-0.65% 基準利率-0.4% 基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店
経営環境変化対応資金	一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因による業況悪化により資金繰りに支障をきたしている方など	直接貸付7億2千万円	設備20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転10年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限3.0%) 基準利率-0.4% (上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
金融環境変化対応資金	金融機関との取引状況の変化により一時的に資金繰りが悪化している方	直接貸付3億円	設備20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転10年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率 (長期運転資金に限り、上限3.0%)	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業
取引企業倒産対応資金	関連企業の倒産に伴い資金繰りに困難をきたしている方	直接貸付・代理貸付1億5千万円	設備20年以内 (うち据置期間3年以内) 運転10年以内 (うち据置期間3年以内)	基準利率	直接貸付：日本政策金融公庫 江支店中小企業事業 代理貸付：日本政策金融公庫の代理店

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率	申込先
事業再生・企業再建 支援資金	〈アーリーDIP〉 民事再生法の規定による再生手続開始の申立 てなどを行った方 〈レイターDIP〉 民事再生法に基づく再生計画の認可決定等を 受けた方 〈企業再建〉 経営改善や経営再建などに取り組む方	直接貸付20億円	1年以内（うち据置期間1年以内） ※一定の要件を満たす場合は、設備 10年以内、運転5年以内（うち据置 期間2年以内） 設備10年以内 （うち据置期間2年以内） 運転5年以内 （うち据置期間2年以内） 20年以内 （うち据置期間5年以内）	基準利率（上限3.0%） 特別利率③（上限3.0%） 特別利率②（上限3.0%） 基準利率（上限3.0%）	直接貸付：日本政策金融公庫松 江支店中小企業事業

（注）融資利率について、信用リスク・融資期間などに応じて所定の利率が適用または上乗せされます。

資金名	ご利用いただける方	融資限度額	主な融資期間	主な融資利率	申込先
挑戦支援資本強化特 別貸付	新規事業または企業再建などに取り組む方で あって、一定の雇用効果が認められる事業や 地域社会にとって不可欠な事業を営む方など	直接貸付15億円	5年1ヵ月または6年から20年までの 各年（期限一括償還）	期間5年1ヵ月：3.25%、0.50% 期間6年、7年：3.40%、0.50% 期間8年～10年：3.65%、0.50% 期間11年～15年：3.80%、0.50% 期間16年～20年：3.95%、0.50%	直接貸付：日本政策金融公庫松 江支店中小企業事業

(2) 日本政策金融公庫（国民生活事業）

松江支店 国民生活事業 松江市殿町111 松江センタービル2F TEL 0570-075025(ナビダイヤル)
浜田支店 国民生活事業 浜田市殿町 82-7 TEL 0570-075878(ナビダイヤル)

（融資条件等は令和7年4月1日現在のものです。）
最新のものについてはホームページをご参照ください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資限度額	利率(年)	融資条件		申込先
					ご返済期間 据置期間	担保・保証人	
一般貸付	事業を営む方	設備資金・運転資金	4,800万円以内	基準利率 ご返済期間ま たは担保の有 無によって異 なる利率が適 用されます。	設10年以内(うち据置期間2 年以内) 設5年以内【特に必要な場 合7年以内】(うち据置期間1 年以内)	お客さまのご希望を伺いな がらご相談させていただきます。	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 島根銀行 しまね信用金庫 島根中央信用金庫 日本海信用金庫 島根益田信用組合
特定設備資金	事業を営む方	業種・品種の転換、大型店 進出などに伴う店舗・工場移 転を図る設備資金	7,200万円以内	特利F	20年以内(うち据置期間2年 以内)	不要	商工会 商工会 県商工会連合会
マル経融資 (小規模事業 者経営改善資 金)	商工会議所、商工会または都道府 県商工会連合会の実施する経営 指導を受けている商工業者であつ て、商工会議所等の長の推薦を受 けた方 推薦を受けるには、次の条件をす べて満たしていることが必要です 1 常時使用する従業員が20人以 下(商業・サービス業(宿泊業およ び娯楽業を除く)の場合5人以下) であること 2 原則として6ヵ月以上、商工会議 所等の経営指導を受けていること 3 最近1年以上、同一商工会議所 等の地区内で事業を営んでいるこ と 4 所得税、法人税、事業税及び都 道府県民税や市町村民税(均等割 を含みます)を原則としてすべて完 納していること 5 商工業者であり、かつ日本政策 金融公庫 国民生活事業の非対象 業種等でないこと	設備資金・運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以内 運10年以内 据置期間 設2年以内 運2年以内	不要	商工会 商工会 県商工会連合会
特別貸付	別表のとおり						

（注）1. 金融業、投機的業、一部の遊興娯楽業等の業種の方は、ご利用になれません。
2. お使いみち、融資期間、担保の状況によって異なる利率が適用されます。
3. 各種融資制度、融資対象者、融資条件等には、取扱期間が設けられています。
4. 審査の結果、お客さまのご希望に沿えない場合がございます。
5. 詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資限度額	利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人	申込先
一般貸付 (生活衛生貸付)	生活衛生関係の事業を営む方 i: 飲食店営業、喫茶店営業、 食肉販売業、食肉肉販売業、 氷雪販売業、理容業、美容業、 その他公衆浴場業(注1) ii: シーリング業(注2) iii: 興行場営業、サウナ営業 iv: 旅館業(注3) v: 一般公衆浴場業 (注1) その他公衆浴場業の方は、令和2 年7月業種特別貸付(直接被害者に限りま す。)及び令和6年能登半島地震特別貸 付(直接被害者に限ります。)ならびに生 活苦痛貸付における運転資金に限ら ず。 (注2) クリーニング取次業に業態換した 方のうち、一定の要件に該当する方も対 象となります(ただし4,800万円以内)。 (注3) 旅館業法に基づく営業許可を受け た簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊)については、生活 衛生貸付の対象外となります。	設備資金 原則として償還限度額の推 せん書(借入申込金額が500万 円以下の借入申込は不要です。)が 必要になります。	i: 7,200万円以内 ii: 1億2,000万円以内 iii: 2億円以内 iv: 4億円以内 v: 3億円以内(2施設以 上の場合は1億8,000万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利E ご返済期間ま たは担保の有 無によって異 なる利率が適 用されます。	13年以内 (一般公衆浴場業は30年 以内) 据置1年以上以内 (返済期間が7年を超える 場合は2年以上以内)	お客さまのご希望を伺いな がらご相談させていただきます。 2. 代理貸付 山陰合同銀行 鳥取銀行 しまね信用金庫 鳥取中央信用金庫 日本海信用金庫	1. 直接貸付 日本政策金融公庫 松江支店国民生活事業 浜田支店国民生活事業 2. 代理貸付 山陰合同銀行 鳥取銀行 しまね信用金庫 鳥取中央信用金庫 日本海信用金庫
復興事業貸付	生活衛生関係の事業を営む方であって、 復興計画の認定を受けている生活衛生同 業組合の組合員の方 i: 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売 業、食肉肉販売業、氷雪販売業、理容 業、美容業 ii: シーリング業(注1) iii: 興行場営業、旅館業(注2) iv: 一般公衆浴場業 (注1) クリーニング取次業に業態換した 方のうち、一定の要件に該当する方も対 象となります(ただし4,800万円以内)。 (注2) 旅館業法に基づく営業許可を受け た簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊)については、生活 衛生貸付の対象外となります。	設備資金 運転資金 復興計画認定組合の長が実行 する復興事業に係る運転資金証明 書が必要となります。	設備資金 i: 1億5,000万円以内 ii: 3億円以内 iii: 7億2,000万円以内(一 般貸付とは別件) iv: 1億5,000万円以内 運転資金 全業種: 5,700万円以内	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利E ご返済期間ま たは担保の有 無によって異 なる利率が適 用されます。	設20年以上以内 連10年以上以内 据置期間 設2年以上以内 連2年以上以内	生活衛生同業組合	生活衛生同業組合
生活衛生改善貸付	生活衛生同業組合の経営特別用職員ま たは生活衛生関係の事業を営む方であ るが、生活衛生関係の事業を営むこと が目的でない方(注) i: 飲食店営業、喫茶店営業、食肉販売 業、食肉肉販売業、氷雪販売業、理容 業、美容業 ii: シーリング業(注1) iii: 興行場営業、旅館業(注2) iv: 一般公衆浴場業 (注1) クリーニング取次業に業態換した 方のうち、一定の要件に該当する方も対 象となります(ただし4,800万円以内)。 (注2) 旅館業法に基づく営業許可を受け た簡易宿所を含みます。ただし、住宅宿 泊事業法に基づく住宅宿泊事業(民泊) および国家戦略特別区域外国人滞在施 設経営事業(特区民泊)については、生活 衛生貸付の対象外となります。	設備資金 運転資金	2,000万円以内	特利F	設10年以上以内 連5年以上以内 据置期間 設2年以上以内 連2年以上以内	不要	生活衛生同業組合

融資の種類	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資限度額	融資条件		
				利率(年)	ご返済期間 据置期間	担保・保証人
創業支援貸付利率特例 制度	新たに事業を始めようとする方または事業開始後税務申告 を2期滞っていない方(注) (注1) 一部ご利用いただけず、融資制度がありません。 す。詳しくは、支店の窓口までお問い合わせください。	各貸付制度に定めるお使いみち	各融資制度に定める 融資限度額	各融資制度に定める利率0.65% ただし、雇用の拡大を図る場合は、 各融資制度に定める利率-0.5%	各融資制度に定めるご返 済期間以内	各融資制度に定める担保・ 保証人
買上げ貸付利率特例 制度	新たに事業を開始後3か月以上の事業者であって、 雇用者給与等支給額(注1)の総額が最近の決算期 と比較して2.5%以上増加する見込みがある方(注 2)(注3) (注1) 雇用者に対する給与等の支給額のことをい います。雇用者には、パート、アルバイトおよび日雇 労働者も含まれますが、法人の役員および個人事業 主の家族従業員は含まれません。 (注2) 最近の決算期において既に増加している方を 含み、最近の決算期において雇用者給与等支給額 の支出がない方を除きます。 (注3) 一部ご利用いただけず、融資制度がありま す。詳しくは、お近くの支店へお問い合わせください。	各貸付制度に定めるお使いみち	各融資制度に定める 融資限度額	各融資制度に定める利率-0.5%(ご 融資日から2年間) (※)利率の下限は0.3%	各融資制度に定めるご返 済期間以内	各融資制度に定める担保・ 保証人
掲載支援資本強化特例 制度(資本性ローン)	次の1及び2を満たす法人又は個人企業 1. 融資制度 2. 新規開業・スタートアップ支援資金 3. 医薬活動促進資金 4. 企業再建資金 5. 海外展開・事業再編資金 6. 事業承継・集約・活性化支援資金 7. シーリング・ビジネス支援資金 8. その他条件 次のすべての要件を満たす方 ① 地域活性化に係る事業を行うこと ② 債務申告を1期以上行っている場合、原則として 所得税を完納していること。	該当する融資制度に定める設備 資金・運転資金	7,200万円(別枠)	ご融資後1年ごとに、直近の業績に 応じて、ご返済期間ごとに税引後当 期純利益額0円以上と0円未満の2区 分の利率が適用されます。	5年1か月以上20年以内	不要
経営者保証免除特例 制度	経営状況等から借入返済が可能と見込まれる法人 の方(注) (注) 審査の結果、本制度をご利用いただけない場 合もございます。 (※詳しくはホームページをご参照ください。)	設備資金・運転資金	融資制度に定める 融資限度額以内	各融資制度に定める利率(上乗せ 利率はありません。)	各融資制度に定めるご返 済期間以内	経営者の保証が免除 担保提供の有無は、申し込 みの際選択いただけます。

特別貸付(令和8年4月1日現在)

制度	融資条件						
	融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間			
新企業育成貸付	資金 新規開業・スタートアップ支援資金	ご利用いただける方 ・新たに事業を始める方、事業開始後おおむね7年以内の方 ・女性、若者、シニアの方や廃業歴等があり創業に再チャレンジする方、中小会計を適用する方など	融資限度額 7,200万円	利率(年) 基準利率 特利A 特利B 特利C	ご返済期間 20年以内 (運転資金は10年以内)	据置期間 5年以内	担保・保証人 お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
新事業活動促進資金	ご利用いただける方 1 「経営革新計画」の承認を受けた方(注1) 2 「基盤確立事業実施計画」の認定を受けた方(注3) 3 「経営力向上計画」の認定を受けた方 4 中小企業等経営強化法に基づく中小企業等の経営強化に関する基本方針に定める新たな取り組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方 5 技術・ノウハウ等に新規性がみられる方(注2) 6 地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)を活用した補助金等の交付決定を受けた方 7 上記1~6に該当しない方で、新たに第二創業(経営多角化、事業転換、新市場進出)を図る方または第二創業後おおむね5年以内の方 (注1) 次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 ① 環境負荷の低減に資する資材または機械類その他の物件の生産および販売に関する事業 ② 環境負荷の低減に資する機械類その他の物件を使用させる契約に基づき当該物件を使用させることに関する事業 (注2) 次のいずれかの事業を行う方が対象となります。 ① 他企業において利用されていない知的財産権に係る技術を利用して行う事業 ② SBR制度における指定補助金等または特定新技術補助金等の交付決定を受けて、開発した技術を利用して行う事業 ③ 新規中小企業者(エンジェル税制の一定の要件を満たす方)が行う事業 ④ 国の技術ニーズに関するフィージビリティスタディ調査等を踏まえて研究開発に取り組み、事業 ⑤ J-StartupプログラムまたはJ-Startup地域版プログラムに選定された方が取り組む研究開発やその事	融資限度額は 7,200万円 (うち運転資金は 4,800万円)	基準利率 特利A 特利B 特利C 特利P	20年以内 (運転資金は7年以内)	2年以内		

特別貸付(令和8年4月1日現在)

制度	融資条件						
	融資限度額	利率(年)	ご返済期間	据置期間			
セーフティネット貸付	資金 経営環境変化対応資金	ご利用いただける方 社会的、経済的環境の変化などにより、次の1に該当し、かつ、2の要件を満たす方 1 次の(1)から(8)までのいずれかの経営状況になっていること (1)最近の決算期における売上高が前期または前々期に比べ5%以上減少している方 (2)最近3か月の売上高が前年同期または前々年同期に比べ5%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれる方 (3)最近の決算期における純利益額または売上高経常利益率が前期または前々期に比べ悪化している方 (4)最近の取引条件が回収条件の長期化または支払条件の短縮化等により、0.1か月以上悪化している方 (5)社会的な要因による一時的な業況悪化により資金繰りに著しい支障を来している方または来す恐れがある方 (6)最近の決算期において、赤字幅が縮小したものの取引前損益または経常損益で損失を生じている方 (7)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの利益準備金および任意積立金等の合計額を上回る繰越欠損金を有している方 (8)前期の決算期において、税引前損益または経常損益で損失を生じており、最近の決算期において、利益が増加したものの償還年数が15年以上である方 2 中長期的にみて、業況が回復し、かつ、発展することが見込まれること	融資限度額 7,200万円	基準利率 ただし、「ご利用いただいた方の(5)に該当する方のうち、次のいずれかに該当する方は、特利Q 1 原油価格上昇をはじめとした原材料・エネルギーコスト増の影響もしくは中東・ウクライナ情勢の変化または米国自動車関税措置等の影響を受けており、かつ、最近における売上高総利益率または売上高営業利益率が前期に比し5%以上減少している方	設備資金20年以内 運転資金10年以内	3年以内	担保・保証人 お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
セーフティネット貸付	資金 取引企業倒産対応資金	ご利用いただける方 取引企業などの関連企業倒産により経営に困難を来している方で、次のいずれかに該当する方 1 倒産した企業に対して50万円以上の売掛金債権などを有する方 2 倒産した企業に対する取引依存度が20%以上である方 3 倒産した企業に対して貸付金や差入保証金などの債権を有する方 4 倒産した企業の債務を保証している方 5 倒産した企業の設置する商業施設などに入居している方であって、倒産の影響を受けている方、または影響を受けるおそれのある方 6 倒産した企業から受注した商品や役務などが、倒産の影響により取り消された方	融資限度額は 別枠 3,000万円	基準利率	10年以内	3年以内	担保・保証人 お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。

特別貸付(令和8年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化 貸付	資金 再編資金	経済的構造的変化等に適応するために海外展開すること が経営上必要であり、かつ、次の1～3の全てに該当する方 1 開始または拡大しようとする海外展開事業が、当該中小企業の本部内における事業の延長と認められる程度の規模を有するものであること 2 本部内において、事業活動拠点(本社)が存続すること 3 経営革新の一環として、海外市場での取引を進めようとするもので、次の(1)～(4)のいずれかに該当すること (1) 取引先の海外進出に伴い、海外展開すること (2) 原材料の供給事情により、海外進出すること (3) 労働力不足により、海外進出すること (4) 国内市場の縮小により、海外市場の開拓・確保に依らないと成長が見込まれないため海外展開すること	当該事業を行うために必要な設備資金および運転資金(海外企業に 対する転貸資金を含む(※)) (※)転貸資金の詳細な取扱いについては、お近くの支店へお問い合わせください。	7,200万円	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は10年以内)	2年以内 ただし、海外企業への転貸資金であって、進出国の資本規制により事業者が転貸資金を長期にわたり回収できない場合その他真にやむを得ない事情がある場合に限り、以下のご返済期間が適用されます。 据置期間5年以内 据置期間5年以内	お書きまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化 貸付	観光産業等生産性向上資金	卸売業、小売業、飲食サービス業およびサービス業(注1)のいずれかにおいて、観光に関する事業を営む方等 (注2) 新たな観光事業を営もうとする創業者および事業の多角化等により新たに観光産業に参入する事業者は対象とはなりません。	事業計画を実施するために必要な設備資金および運転資金	7,200万円	特利A ただし、認定支援機関の支援を受けて事業計画を策定し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に定める過疎地域において当該計画を実施する方は、特別利率B	20年以内 (運転資金は10年以内)	2年以内	

特別貸付(令和8年4月1日現在)

制度	資金	ご利用いただける方	資金のお使いみち	融資条件	利率(年)	ご返済期間	据置期間	担保・保証人
企業活力強化 貸付	資金 企業活力強化 貸付	1 商業取組関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または不動産賃貸業(注1)を営む方 2 支払条件改善関連 取引先に対する支払条件の改善に取り組む方 3 キャッシュレス決済関連 卸売業、小売業、飲食サービス業、サービス業または道路旅客運送業を営む方であって、キャッシュレス決済の導入により生産性の向上を図る方 4 取引環境改善関連 委託事業者の生産拠点の閉鎖に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む方 5 パートナリシップ構築宣言関連 「パートナーシップ構築宣言」を公表している方(注2) 6 流通関連 輸送・保管・荷さばき・流通加工その他の物流の流通に係る業務を行う方またはこれらの方を構成員とする事業協同組合等 7 省力化関連 中小企業省力化投資補助金の交付決定を受けている方 8 BCP関連 自ら策定したBCPに基づき、防災に死する設備等の整備を行う方 9 バスタクスター関連 道新法運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う方 10 委託中小企業振興法関連 委託中小企業振興法第5条の規定に基づき振興事業計画の認定を受けた運務体を構成する方 11 外国人労働者関連 外国人労働者の雇用管理の改善または雇用環境整備に取り組む方。 (注1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまらつり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 (注2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。	1 ご利用いただける方のみに該当する方が、次のいずれかを行方ために必要な設備資金および運転資金(ただし、(5)の資金は運転資金に限ります。) (1) 合理化、共同化等を図るための設備の取得(店舗、仕入・配送・販売設備、食料品販賣場等の方が購入する食品産産物の再利用設備など幅広い用途にご利用いただけます) (2) セルフ・サービス店の取得 (3) ショッピングセンターへの入居 (4) 新分野への進出(中心市街地関連地域(注3))で事業を営む方(注4) (5) 販路拡大、人材確保(運転資金のみ) 2 ご利用いただける方のみに該当する方が必要とする設備資金(支払条件の改善と同時に生産性向上に資する資金に限り)および運転資金 3 ご利用いただける方のみに該当する方が、キャッシュレス決済に転換するための必要とする設備資金 4 ご利用いただける方のみに該当する方が、パートナリシップ構築宣言に準拠して構築された店舗に、既存設備を改善するために行う必要とする設備資金 5 ご利用いただける方のみに該当する方が、「パートナーシップ構築宣言」に基づき、防災に死する設備等の整備を行う方 6 バスタクスター関連 道新法運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う方 7 委託中小企業振興法関連 委託中小企業振興法第5条の規定に基づき振興事業計画の認定を受けた運務体を構成する方 8 BCP関連 自ら策定したBCPに基づき、防災に死する設備等の整備を行う方 9 バスタクスター関連 道新法運送法第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業を行う方 (注1) 中心市街地の活性化に関する法律第15条第1項各号に定めるまらつり会社等または同法第42条第4項に定める民間中心市街地商業活性化事業計画の認定を受けた方に限ります。 (注2) 「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト(https://www.biz-partnership.jp/index.html)において、「パートナーシップ構築宣言」を登録・公表している方をいいます。	7,200万円	基準利率 特利A 特利B 特利C	20年以内 (運転資金は10年以内)	2年以内	お書きまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業活力強化 貸付	事業承継・集約・活性化支援資金	1 中期的な事業承継を計画し、現経営者が後継者(候補者)を含みます。) (注) ご承継後おおむね10年以内に事業承継を実施することが見込まれる方 2 安定的な経営者から事業承継・集約される方 3 中小企業(注1)における経営の承継の円滑化に関する法律(経営承継円滑化法)第12条第1項第1号の規定に基づき認定を受けた中小企業者(即ち第1号)は、該当する方に限ります。 注1 同法第2条各号のうち、(1)は、認定を受けた個人であること、(2)は、同法第12条第1項第3号の規定に基づき認定を受けた事業を営んでいる個人であること、(3)は、事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを実施し、取引金融機関からの資金調達に困難を免除する方であって、公庫の融資に際して経営者個人保証を免除する方 4 事業承継・集約を実施し、新たに第二創業(経営多角化・事業転換・新市場進出)または新たな取組を図る方(注1)またはPMIの取組を図る方(注2) (注1) 事業承継後5年以内に新たに第二創業後もしくは新たな取組を行う方または行った方に限ります。 (注2) PMIの取組を図る方とは、認定経営革新等支援機関の支援を受けてPMI計画を策定し、当該計画を実施する方(以下「PMI取組」)をいいます。	1 ご利用いただける方のみに該当する方が、事業承継計画を実施するため必要な設備資金および運転資金 2 ご利用いただける方のみに該当する方が、事業承継・集約を行うために必要な設備資金および運転資金(当該事業を承継・集約される方に必要とする設備資金および運転資金を全します。) 3 ご利用いただける方のみに該当する方が、事業承継に必要とする設備資金 4 ご利用いただける方のみに該当する方が、事業承継を行うために必要な設備資金および運転資金であって、認定された事業を営んでいる個人であること、(2)は、事業承継に際して経営者個人保証の免除等を取引金融機関に申し入れたことを実施し、取引金融機関からの資金調達に困難を免除する方であって、公庫の融資に際して経営者個人保証を免除する方 5 事業承継・集約を実施し、新たに第二創業(経営多角化・事業転換・新市場進出)または新たな取組を図る方(注1)またはPMIの取組を図る方(注2) (注1) 事業承継後5年以内に新たに第二創業後もしくは新たな取組を行う方または行った方に限ります。 (注2) PMIの取組を図る方とは、認定経営革新等支援機関の支援を受けてPMI計画を策定し、当該計画を実施する方(以下「PMI取組」)をいいます。	別枠7,200万円	基準利率 特利A 特利B	30年以内 (運転資金は10年以内)	5年以内	

特別貸付（令和8年4月1日現在）

制度		資金		ご利用いただける方		資金のお使いみち		融資条件	
企業活力強化貸付	ローンチャレンジ・ネズ支援資金	企業再生貸付	企業再建資金	ご返済期間	利率(年)	ご返済期間	据置期間	融資限度額	担保・保証人
企業活力強化貸付	ローンチャレンジ・ネズ支援資金	1.NPO法人 2.NPO法人以外であって、次の(1)または(2)に該当する方 (1)保育サービス事業、介護サービス事業等(注1)を営む方 (2)社会的課題の解決を目的とする事業(注2)を営む方 (注1)日本障がい者福祉センター、児童福祉事業、障がい者福祉事業等を指します。 (注2)日本公庫が定める一定の要件を満たす必要があります。	1.企業再建関連 次のいずれか1つの機関の関与の下で事業の再建を図る方 (1)株式会社整理回収機構 (2)中小企業活性化協議会(旧：中小企業再生支援協議会を含む)。 (3)株式会社地域経済活性化支援機構 (4)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第59条に規定する産業復興相談センター (5)株式会社東日本大震災事業者再生支援機構 (6)独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合 (7)中小企業の事業再生等に関するガイドラインに規定する第三者支援専門家 2.民間金融機関関連 適切な再生計画を策定し、取引金融機関の支援を受けて企業再生を図る方 3.認定支援機関関連 次のいずれか1つに該当する方 (1)認定支援機関による経営改善計画策定支援事業を利用して経営改善に取り組んでいる方 (2)過剰債務の状況に陥っている方が経営改善計画の策定を行い、認定支援機関による指導および助言を受けており、かつ、同計画に対する関係金融機関の合意が確認できる方 4.条件変更先関連 金融機関からの事業資金の借入について、弁済にかかるとの軽減を目的とした条件変更を行っている方	事業を行うために必要な設備資金および運転資金	基礎利率 特利A 特利B	20年以内 (運転資金は10年以上以内)	5年以内	別枠7,200万円	お客さまのご希望を伺いながらご相談させていただきます。
企業再生貸付	企業再建資金	企業再生貸付	企業再建資金	企業再建を円滑にするため、必要となる設備資金および運転資金	基礎利率 特利A 特利B 特利C	20年以内	2年以内	別枠7,200万円	

(3) 商工組合中央金庫

松江支店 松江市殿町 TEL0852-23-3131
 浜田営業所 浜田市竹迫町 TEL0855-23-3033

融資の種類	融資対象者	使途	融資条件		備考	申込先
			融資限度	融資期間・償還方法		
共同事業資金	商工中金の株式を保有している中小企業団体（備考欄参照）とその構成員。また、中小企業を主要な構成メンバーとする共同出資会社、中小企業団体とその構成員の海外現地法人、中小企業団体とその構成員の事業を承継されようとする方などのご相談にも応じています。 なお、これから中小企業団体を設立される方、現時点で中小企業団体の構成員になっていない方のご相談にも応じています。 ※融資の時点で、中小企業団体の構成員等になっていただく必要があります。	設備資金 運転資金	商工中金が必要と認める額	◎融資期間 原則として ・設備資金 15年以内 据置期間 2年以内 ・運転資金 10年以内 据置期間 2年以内 ◎償還方法 分割返済 期限一時返済	必要に応じて提供していただきます。	1 直接貸付 商工中金 松江支店 浜田営業所 2 代理貸付 島根中央信用金庫 島根益田信用組合 各本支店
転貸資金						
構成員貸						

3. 島根県信用保証協会の信用補完の制度

島根県信用保証協会		
本店	松江市殿町	Tel.0852-22-2837
出雲支店	出雲市大津新崎町	Tel.0853-21-4998
浜田支店	浜田市殿町	Tel.0855-22-0833
益田支店	益田市あけぼの本町	Tel.0856-22-4567

(1) 信用保証のあらまし

1. 信用保証協会の業務

中小企業者の金融機関からの借入を円滑にするため、その債務を保証する業務をおこないます。

2. 資金使途

事業経営に必要な運転資金、設備資金に限ります。

住居の建築資金、金融機関の旧債権の回収にあてる資金の借入等の保証はできません。

3. 中小企業者の資格

- ① 法人で、島根県内に本店または事業所を有する方及び個人で、住居または事業所のいずれかが島根県内にある方。

事業所は、支店、営業所、工場等の名称を問わず、現実にそこにおいて営業活動が行われており、当該事業経営に必要な資金であれば対象とします。また、住居とは単なる住民登録上の住所というだけでなく、原則として現に居住していることが必要です。

注) 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

- ② 特定業種に属する事業を行っていること。

注) i 許可、免許、登録等を要する業種は、その許可、登録を受けていることが必要です。

- ii 現に他の信用保証協会で保証を受けている中小企業者については、あらかじめご相談ください。

iii 制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。

4. 中小企業者の範囲（資本金と従業員）

業 種		資 本 金	従 業 員
製造業等 (建設業・運送業・旅行業含む)		3億円以下	300人以下
政令特例業種	ゴム製品製造業 (自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令特例業種	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5千万円以下	200人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
医業を主たる事業とする法人		—	300人以下

注) ・資本金か従業員のうち、どちらか一方が適合していれば結構です。

- 個人及びNPO法人については、従業員の条件に該当していれば結構です。なお、NPO法人の場合は、政令特例業種の規模要件は適用されません。
- 家族従業員、臨時の使用人（実質上常用的な者を除く）、会社の役員は従業員には含まれません。NPO法人の場合、雇用契約関係が無いボランティア等は従業員に含まれません。
- 組合の場合は、構成員の2/3以上が上記に該当すれば結構です。
- 建設業には、測量業、地質調査業及び水路測量業も含まれます。

5. 信用保証料

基本料率は、保証金額に対して年0.45～2.20%です。ただし、地方公共団体の制度融資は軽減されております。

主な信用保証制度一覧表

(令和8年4月1日現在)

制 度 名	貸付限度額	保証期間	貸付利率 ①責任共有対象 ②責任共有対象外	信用保証 料率		
普通保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	20年	%	0.45～2.20%		
長期経営資金保証	2,000万円～2億円	運転5～15 設備5～20	金融機関 所定	0.45～2.20%		
小口零細企業保証(グロース)	2,000万円	10		0.50～2.20%		
市町村提携創業保証「創」	500万円	10	1.55	0.91		
商工団体提携保証「輪(りん)」	証貸1,000万円 当貸500万円	証貸10 当貸2(更新可能)	1.95	証貸0.30～1.75 当貸0.24～1.47		
アドバンス3000保証	3,000万円	3	2.50以下	0.45～1.35		
特定社債保証	5億6,000万円	7		0.45～1.90		
財務要件型無保証人保証あんしん	2億8,000万円	設備10、運転7、 当貸2(更新可能)		0.39～1.62		
当座貸越根保証	2億8,000万円	2(更新可能)		0.39～1.15		
事業者カードローン根保証	2,000万円	2(更新可能)		0.39～1.62		
ビジネスカードローン当座貸越根保証ほっと300	300万円	2(更新可能)		0.39～1.62		
無担保・無保証人当座貸越根保証ア レ	2億円	2(更新可能)		0.39～0.85		
無担保当座貸越根保証リード5000	5,000万円	2(更新可能)		0.39～1.15		
事業承継特別保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.20～1.90		
流動資産担保融資保証	2億5,000万円	1(更新可能)		0.68		
予約保証	2,000万円	5		0.60～1.90		
事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15		0.45～0.91		
事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	15		0.80～1.00		
東日本大震災復興緊急保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.50～0.80		
スタートアップ創出促進保証	3,500万円	10		0.70～1.11		
事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証	8,000万円	10		0.70～2.35		
プロパー融資借換特別保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.45～1.90		
経営力強化保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	設備7、運転5 (借換10)		0.45～1.75		
協調支援型特別保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.45～1.90		
モニタリング強化型特別保証	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	10		0.45～1.90		
島根県 中小企業 融資	一般融資	小規模企業特別資金(全国小口)	2,000万円	10	②1.30	0.20～1.20
		小規模企業育成資金	2,000万円	10	①1.45 ②1.30	0.20～1.20
		一般資金	設備8,000万円 運転5,000万円 借換8,000万円	設備12、運転7、 借換10	①1.55 ②1.40	0.40～1.70
		一般資金(経営者保証非提供特)	8,000万円	10	①1.55 ②1.40	0.65～2.15
	特別融資	創業者支援資金	設備5,000万円 運転3,000万円	設備12、運転10	①1.35 ②1.20	0.20～1.50
		再生支援資金	5,000万円	10	①2.35 ②2.20	0.20～1.50
		新事業展開強化資金	設備8,000万円 運転5,000万円	設備12、運転10	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
		経営改善長期借換資金	2億8,000万円	15	①1.65 ②1.50	0.40～1.70
		協調支援型経営課題対応特別資金	2億8,000万円	10	①1.50	0.45～1.90
		経営改善サポート資金	2億8,000万円	15	①1.75 ②1.60	0.80～1.00
	緊急融資	セーフティネット資金	8,000万円	8	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
		災害復旧資金	設備5,000万円 運転3,000万円	12	①1.45 ②1.30	0.40～1.70
災害対策特別資金		その都度知事が定める				
	経済変動等資金	その都度知事が定める				

- 注1) 財務情報を基に、リスク計測モデル(CRDモデル)により、制度毎に料率区分①～⑨の範囲で料率を判定し、これに定性情報を加味して料率を決定します。なお、区分対応する保証において次のいずれかに該当する事業者については、料率区分⑤の保証料率に定性要因を加味して料率を決定します。
①個人その他の法令で定めるところにより、貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課されていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
②事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
③金融機関からの借入れ(当該保険関係に係るものに限る)に係る連帯債務を負担する事業者
- 注2) 小口零細企業保証(グロース)、小規模企業特別資金(全国小口)を利用する事業者は、既保証付の融資残高(根保証・当座貸越等は極度額)と新規申込額との合計が2,000万円以下となること。
- 注3) セーフティネットの対象となる事業者は保証料率が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)となります。なお、料率区分が0.91%又は0.80%(小規模企業特別資金、小規模企業育成資金、創業者支援資金、再生支援資金は0.71%又は0.60%)以下に該当する事業者については、低い保証料率を適用します。
- 注4) 市町村提携創業保証「創」における借入時の保証料は、対象市町村及び保証協会の負担により事業者負担ゼロとなります。
- 注5) 会計参与設置会社に対する割引(▲0.10%)、担保提供を頂いた場合の有担保割引(▲0.10%)が適用される場合があります。
- 注6) 「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)」、「経営改善サポート資金」において経営者保証免除対応を適用する場合は、保証料率が0.20%の上乗せとなります。ただし、「事業再生計画実施関連保証(経営改善・再生支援強化型)」、「経営改善サポート資金」において借入時の保証料率は国補助後、一律0.40%となります。
- 注7) 事業者選択型経営者保証非提供制度を適用される場合、保証料率は0.25%又は0.45%の上乗せとなります。
- 注8) 「事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証」、「一般資金(経営者保証非提供特)」における借入時の保証料率は国補助により0.05%の引下げとなります。
- 注9) 「協調支援型特別保証」、「協調支援型経営課題対応特別資金」で本制度と同時に一定額のプロパー融資を受ける場合は国補助により借入時の保証料率が0.15～0.63%の引下げとなり、経営行動計画を策定される場合は国補助により借入時の保証料率が0.11～0.47%の引下げとなります。
- 注10) 「モニタリング強化型特別保証」における借入時の保証料率は国補助により0.22～0.95%の引下げとなります。

きょうかい専門家派遣事業「結（ゆい）」のご案内

事業運営上抱える種々の経営課題（経営、技術、人材、情報、会計等）に対して専門的な知識を有する専門家を派遣し、経営計画策定支援や経営課題解決に向けたお手伝いをさせていただく事業です。

【事業の内容】

- ①当協会のご利用がある中小企業者が対象となります。また、県内に事業所もしくは住所を有し、保証対象業種を営んでいる中小企業者の方、これから新たに事業を始められる方で、当協会のご利用が見込まれる方もご利用いただけます。
- ②専門家がおお客様の事業所まで直接出向き、協会職員も一緒になって経営課題解決に向けた活動に取り組みます。
- ③専門家への相談料・診断料は無料です。

※派遣回数等の詳細についてはお問い合わせください。

【例えばこんな時・・・】

- 人気の出るメニューを一緒に考えてほしい
- 効果的なHPを作りたい
- 従業員の接遇を強化したい
- 経営改善計画をつくりたい

【こんな専門家がいます！】

- 税理士
- 中小企業診断士
- 装飾展示技能士
- 接客指導者
- ITコーディネーター 他

女性経営者のための経営相談窓口「チーム・エスポワール」のご案内

女性ならではの観点と感性を活かし、様々なアイデアやノウハウの提供、「女性経営者の交流の場」の開催を行なっています。
女性相談員は県内全ての営業所(本店、出雲支店、浜田支店、益田支店)に配置していますので、お気軽にご相談ください。



ホームページのご案内

当協会では、ホームページを開設しています。
制度の創設・変更、お知らせ事項など最新情報も随時更新していますので、ぜひご活用ください。
また、当協会職員による経営支援事例として、実際の経営者の方にご出演いただいた5分間のショートムービーをインターネットでご覧いただけます！
ホームページURL <https://www.shimane-cgc/or.jp/>